

労災認定

葵労務管理事務所 鍵谷 辰也

労災とは「労働災害」の略で仕事や通勤途中にけがをしたり、それが原因で病気になったり、または死亡してしまった場合のことをいいます。労災は身体的なものだけでなく精神的な病も含まれます。事業主には、労働安全衛生法に基づく労働災害の防止義務・補償義務・災害発生時の労働基準監督署への報告義務など安全衛生管理責任を果たすことが求められます。

1. 業務災害の労災認定基準

業務遂行性・・・けがなどの原因が仕事に発生したものであること。

仕事に廊下などで躓いて転倒したり、階段を踏み外して落下したり、また仕事上の接待中や、強制参加の会社のレクリエーション中の飲食等の場でのけがも労災となります。

業務起因性・・・仕事の業務内容とけがをしたことに因果関係があること。

重い機材や資料を運ぶ最中に転倒してしまった場合や、建築現場で足場を踏み外してしまった時などのけがが、業務に起因した事故として労災認定の要素となります。

2. 通勤災害の労災認定基準

法規に定める認定基準は「就業に関し合理的な経路と方法を用いての移動」とあり、通勤途中（出勤時・帰宅時）に発生した事故によるけがなどに対して労災認定がされます。住居と就業場所との往復時のほか、営業等で外回り先から直帰する場合も含まれます。ただし、会社を退社後の帰途において、日常生活に必要な物品の購入などで、通勤経路からの一時的な逸脱中の災害や、私的に知人との飲食などの最中とその後に被った災害は労災認定されません。

3. 精神面による労災認定基準

業務が激務の環境で、過労や精神障害に陥った場合や、状态的に職場でのパワハラやセクハラが行なわれている場合、それにより精神を患ったことが認定されれば労災となります。

4. 新型コロナウイルス感染の場合の労災認定基準 - 厚生労働省労働基準局補償課より -

ウイルスの感染経路が特定されなくても、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められる場合には、労災保険給付の対象となります。

具体的な取扱いについて

医療従事者や介護従事者の感染が、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となります。

医療従事者等以外の者の場合は、感染経路が特定され感染源が業務に内在していたことが明らかに認められる場合には労災保険給付の対象となります。感染経路が特定されない場合であっても、複数の感染者が確認されたことや、顧客等との接触の機会が多い環境下での業務であるかなど個々の事案ごとに調査し対象になるか否かを判断する事となります。

定期金賠償

弁護士 長谷川 留美子

先日、最高裁判所が、交通事故の被害者が事故に起因する後遺障害による逸失利益について定期金による賠償を求めている場合において、不法行為に基づく損害賠償制度の目的及び理念に照らして相当と認められるときは、同逸失利益は、定期金による賠償の対象となる、との判断を示しました。定期金による賠償と言うのは、一括で賠償金を支払うのではなく、一定の期間ごとに（本件では毎月）賠償金を支払うものです。

事件は、4歳の子が交通事故に遭い、高次脳機能障害で労働能力を100%失ったというものです。このような場合、被害者は、事故による損害賠償の内容として、労働能力が失われたことによる逸失利益を請求できません。通常、逸失利益は、基礎収入（年収額）に労働能力喪失率（本件では100%）を乗じ、さらに就労可能年数に応じたライブニッツ係数を乗じて算出します。ライブニッツ係数というのは、本来は将来においてしか受取れない収入を逸失利益として損害賠償請求時一括で先払いを受けるため、中間利息を控除するために乗ずる係数です。中間利息の利率は、民法改正により、本年4月1日以降発生の場合には年3%ですが、それ以前は年5%でした。4歳の子の場合、就労可能なのは18歳から67歳までの49年間ありますが、利率5%のライブニッツ係数は9.1765です。

冒頭の判例では、加害者や保険会社が高等

裁判所で逸失利益の定期金賠償を命じられたため上告しましたが、上告が棄却されました。その理由は、以下のようなものです。

収入を喪失したという損害は、不法行為の時から相当な時間が経過した後に逐次現実化する。その額の算定は、不現実、不確定な将来予測や擬制の下に行わざるを得ない。将来、その算定の基礎となった後遺障害の程度、賃金水準その他の事情に著しい変更が生じ、算定した損害の額と現実化した損害の額との間に大きなかい離が生ずることもあり得る。不法行為に基づく損害賠償制度は、被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被った不利益を補填して、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とする。また、損害の公平な分担を図ることを理念とする。このような目的及び理念に照らすと、交通事故に起因する後遺障害による逸失利益という損害につき、将来において取得すべき利益の喪失が現実化する都度これに対応する時期にその利益に対応する定期金の支払をさせるとともに、上記かい離が生ずる場合にはその是正を図ることができるようにすることが相当と認められる場合がある。

今後は、どのような場合に定期金賠償が相当か、事情の変更による定期金の増額や減額が認められるか、が争われることになりそうです。また、被害者加害者双方のために、途中で保険会社が倒産しないことを祈ります。

(随想)

「新型コロナウイルス」について

センター会長 杉浦 正康

「新型コロナウイルス」が人間の世界を席卷し我々に大きな困難をもたらしています。私たちもご多分にもれず日々頭を悩まされています。「コロナ禍」から逃れて自由に振舞える状況は残念ながら私たちには与えられていません。ということであれば、思い切って真正面から立ち向かって行くしか選択肢はないと考えるべきでしょう。

今回の「コロナ禍」は今まで我々がかつて経験したことの無い大変な事態であると認識しなければなりません。したがって従来やってきたことの延長線上で安易に対処しようとしても多分成功しないと自覚すべきです。すなわち従来我々が蓄積してきた全知識と経験を結集して対処しなければならないような事柄だということです。

そのような前提を踏まえた上で立ち向かわなければ容易には克服できない事態だと考え全精力を傾けて対処しなければなりません。

言い換えれば、「コロナ禍」を「企業変革の契機」ととらえて取り組むことが求められるということになります。即ち「コロナ禍」に打ち勝って企業を発展させることができるかどうかで将来が決まるということです。

それにしても「コロナ禍」は恐ろしいものです。小生の場合でも東京をはじめ浜松などへも出かけなければならない所用があるわけですが安心してどこへも出かけることができません。それどころかご当地の名古屋でも感染者が毎日のように増えている状況下では、い

つ自分の身に降りかかってくるかわからないわけですからおちおち家から出かけることもためられるのが実情です。

世界的に俯瞰してみても各地で大量に感染者が発生し死者も枚挙にいとまがないほどです。すからただ事ではありません。得体のしれない魔物が人類をやっつけようと画策しているのではないかというような錯覚に陥ります。この地球は人類にとって楽園ではなくなってしまうのかと心配になります。

考えてみれば人類は自らのよって立つこの地球に対してあまりにも不遜な態度で接しているのではないかと反省させられます。そうであるからこそその報いを受けるような災難が次から次へと襲い掛かってくるのかなと考え込んでしまいます。

そのような意味からしますと今回の「コロナ禍」は一種の警告ですから素直にその警告に従って反省すると同時に克服するすべを真剣に考えることが必要です。

とにかく「新型コロナウイルス禍」についてはいまだかつて誰も経験したことがない試練ですからお互いに同じ出発点に立っているわけです。この困難を乗り越えることができるかどうかで将来が決まるということになりますので、何が何でもこの勝負には勝たなければなりません。「コロナ禍」に打ち勝つ企業になれるかなれないかが分岐点になります。お互いに全力を尽くして「新型コロナウイルス禍」を克服しましょう！

康友会入会のご案内

康友会は当センターの顧問先様の研修・親睦団体として、各種講演会や経営懇談会、親睦旅行、パーティー、ゴルフコンペ、グルメの会等多岐にわたって活動し、多くのご賛同を得てまいりました。ご入会は法人でも個人でも受け付けております。未入会の皆様へ是非ご入会いただきますようお願い申し上げます。

特典1・康友会会員対象に毎月行われています無料法律相談を受けることができます。

特典2・年に一度行われているホテルでの総会（講演会、懇親会）に1名様まで無料で参加できます。（一般参加の方は10,000円いただいております。）

特典3・康友会が主催もしくは協賛しているセミナー（税務・法律・労務年金相談）に優先的にお値打ちに参加できます。

特典4・康友会旅行においての補助が受けられます。

特典5・過去の研修会、セミナー等のビデオ・CD等を無料で借りられます。

特典6・康友会サロンをはじめ、当センター内会議室を無料で使用できます。

【 入会金 】 無 料

【 会 費 】 半期毎に18,000円 但し、中途入会は月割りです。

お問い合わせは各担当者又は康友会事務局までお気軽にどうぞ。 TEL 052-331-1740

9月、10月の税務・労務

9月の税務・労務

- 10日 源泉所得税の納付
住民税特別徴収額の納付
- 30日 令和2年7月決算法人の
確定申告、1月決算法人の
中間申告、10月・1月・
4月決算法人の消費税中間
申告（400万円超）
令和2年7月決算法人の
事業所税申告及び納付

10月の税務・労務

- 12日 源泉所得税の納付
住民税特別徴収額の納付
- 11月2日 令和2年8月決算法人の確
定申告、2月決算法人の中間
申告、11月・2月・5月決
算法人の消費税中間申告
（400万円超）
令和2年8月決算法人の事
業所税申告及び納付
個人住民税第3期分の納付
労働保険料第2期分の納付
（労働保険事務組合委託の場合
…11月16日）





ご案内

康友会からのお知らせ

【会員様対象無料法律相談日(予約制)】

令和2年 9月 16日(水)
 令和2年 10月 20日(火)
 令和2年 11月 18日(水)
 弁護士 長谷川 留美子

センターからのお知らせ

【無料よろず相談日(予約制)】

令和2年 9月 16日(水)



ペットの写真募集してます



葵総合経営センターではセンターだよりの裏表紙の写真も募集してるって。アタシみたいに愛らしいペットを紹介しませんか。

以上、早川家の新しい家族モモからのお願いでした。フウお姉ちゃん、怖いよお。

表紙の写真募集

葵総合経営センターではセンターだよりの表紙に掲載する作品を募集しています。

撮影された写真はもとより、陶芸や生け花 絵画など様々な作品を募集しております。(こちらから撮影に伺うことも可能です。)

自薦他薦は問いません。ご応募はお気軽に担当者、右記の電話番号へご連絡ください。

休日のお知らせ

9 月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

10 月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

税務・労務・経営・法律に関することなら
 専門家が何でもご相談に応じます。

税務相談

税 理 士 杉浦 康晴
 税 理 士 杉浦 正康
 税 理 士 古田 益三

労務相談

特定社会保険労務士 杉浦 玲子
 特定社会保険労務士 都築 玲香

法人関係手続相談

行 政 書 士 加藤 紀男

ライフプランの相談

ファイナンシャルプランナー(CFP) 二村 晃司

医療・介護経営相談

医療経営コンサルタント 中島 和人

相続相談

相続診断士 横尾 泰幸

法律相談

弁 護 士 長谷川 留美子

各種お申し込み、お問い合わせは
 葵総合経営センター TEL(052)331-1740 総務まで



葵総合経営センター・康友会ニュース

『広報委員会』

小林浩子 鈴木寛大 中島和人 加藤紀男
 都築玲香 早川 毅 山田真義 木全美帆

9月14日、東郷町に「ららぽーと愛知東郷」がオープンします。

名古屋市港区の「ららぽーと」より規模が少し大きいそうです。

これで長久手市、日進市、みよし市、東郷町と名古屋市の東にある4つの市町に大型SCができることとなります。

選択肢が増えることは良いのですが、国道153号線の渋滞と多くの人が集まるのが懸念されます。

加藤 紀男